

茨城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について（概要）

1 茨城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画変更の背景

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用して処理が開始されたが、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成 28 年 3 月までの処理事業の完了が困難となった。

そのため、国は平成 24 年 12 月に PCB 廃棄物処理特別措置法施行令（以下「施行令」という。）を改正し、処理期限を平成 39 年 3 月 31 日まで延長するとともに、平成 26 年 6 月に PCB 廃棄物処理基本計画を変更した。

このような状況を踏まえ、PCB 廃棄物特別措置法第 7 条の規定と変更後の国の PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、当初平成 18 年 3 月に策定した本県の PCB 廃棄物処理計画を変更する。

2 主な変更内容について

(1) PCB 廃棄物の処理期間及び処理施設についての見直し

- ・施行令の改正を踏まえ、計画期間を平成 26 年度から平成 38 年度（平成 39 年 3 月 31 日）に変更することとする。
- ・国の計画の変更を踏まえ、高圧トランス等・高圧コンデンサ等は平成 34 年度までに、安定器等・汚染物については平成 35 年度までに北海道 PCB 処理事業所で処理することを基本とすることとし、微量 PCB 汚染廃電気機器等（微量の PCB に汚染された絶縁油を含有するトランスなど）及び低濃度 PCB 含有廃棄物（PCB による汚染の程度が一定以下のもの）については平成 38 年度までに無害化処理認定施設又は都道府県知事の許可施設で処理することを基本とすることとする。

(2) PCB 廃棄物適正処理推進のための方策についての見直し

- ・変更後の国の計画では、事業者の PCB 使用製品の保有状況の確認を行うとともに、情報収集に努めることとあるため、PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施し、未届けの PCB 廃棄物や使用中の PCB 使用製品を網羅的に把握することとする。
- ・変更後の国の計画では、事業者等に対して PCB 廃棄物処理に係る指導等を行うこととあるため、立入検査や説明会等を通じて保管事業者等に対し期限内に適正に処理する必要があること、期限内に処理できなかった場合には罰則等があることを伝え、早期処理を促進することとする。
- ・変更後の国の計画では、処理施設の地元地域に可能な限り協力することを求めることとしたことから、北海道室蘭市との地域交流を促進するため、県内の保管事業者等に対して北海道 PCB 処理事業所の視察の案内等を行うこととする。

(3) 県内 PCB 廃棄物の保管および使用状況についての見直し

- ・県内に保管されている PCB 廃棄物及び使用されている PCB 使用製品の保管状況については、平成 15 年 3 月 31 日現在の状況が記載されているため、平成 25 年 3 月 31 日現在の状況に更新することとする。